

川崎市告示第163号

指定障害児通所支援の事業の廃止について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援の事業の廃止の届出がありましたので、同法第21条の5の25第1項第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和8年3月30日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
株式会社PROGRESS	ステラプレナ	川崎市高津区溝口2丁目13番8号 第7マルチビル2階	児童発達支援	令和6年3月31日	1455300465
一般社団法人グランディール	アフタースクールアクティビティ大樹	川崎市中原区上小田中6-23-10 スポーツクラブエポック1階	放課後等デイサービス	令和6年3月31日	1455200335
一般社団法人パラSCエスペランサ	エスペランサNEXT	川崎市高津区下作延4-3-5	児童発達支援 放課後等デイサービス	令和6年3月31日	1455100097
株式会社アストラル	児童発達支援あおぞら	川崎市多摩区宿河原3-14-5	児童発達支援	令和6年3月31日	1455400232